

## 群馬県立女子大学文学部留学規程

第1条 群馬県立女子大学学則（群馬県公立大学法人規則第4号。以下「学則」という。）第38条の規定により許可される留学に関して必要な事項は、学則に定めるもののほかにこの留学規程に定めるところによるものとする。

第2条 留学の期間は、原則として1か年以内とする。

第3条 留学することができる者は、第2年次以上に在籍する学生とする。

第4条 留学の対象とする大学は、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有する大学、短期大学又はこれに相当する教育研究機関とする。

2 前項に規定するもののほか、教授会が教育上有益と認めた教育研究機関を含む。

第5条 留学の許可は、学長が教授会の意見を聞いた上で行う。

第6条 留学の許可を受けようとする者は、原則として留学しようとする3か月前までに以下の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 留学願（様式1）
- (2) 留学先大学の入学許可書又はこれに代わる同等のもの
- (3) 留学先大学の授業内容等を記した資料
- (4) 所属する学科教員の学内推薦書（様式2）

第7条 学生が留学先の大学で修得した単位（以下「修得単位」という。）等の取扱いについては、以下のとおりとする。

- 1 修得単位を本学において履修したものとして認定（以下「修得単位の認定」という。）を受けようとする者は、次の書類を帰国後すみやかに学長に提出しなければならない。
  - (1) 修得単位認定申請書（様式3）
  - (2) 履修科目授業内容
  - (3) 成績証明書及び履修証明書
  - (4) (2) 及び (3) の邦文訳
  - (5) その他必要と認められるもの
- 2 修得単位の認定は、教務委員会の審査に基づき教授会が行う。なお、必要があると認めるときは、関係授業科目の担当者による面接等の審査を含むことができる。
- 3 修得単位の認定を行うことができる条件及び評価方法は、原則として以下のとおりとする。
  - (1) 単位数は、学則第24条の定めるところにより、国内外の他の大学等で修得した単位と合わせて60単位までとする。
  - (2) 科目は、群馬県立女子大学文学部履修及び学修の評価に関する規程第3条の定め

るところによる。

(3) 授業時間数は、本学の履修基準に見合うものとする。

(4) 成績の評価は、留学先大学の認定結果を尊重する。

(5) 単位認定は、履修要項記載の履修年次及び開講期ののっとして、下位レベルの科目から順に行われる。

4 認定結果は、修得単位認定通知書（様式4）により、学生に通知するものとする。

5 前項による修得単位の学籍簿への記載は、以下のとおりとする。

(1) 当該授業科目名は、※印をつけ記載する。

(2) 「※印の単位は、学則第24条第2項に基づく単位である。」旨を欄外の下に記載する。

6 本学と留学先大学等との学年度、学期の相違により、やむを得ない場合は、履修登録の期日を変更することができる。

第8条 この留学規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

第9条 この規程の改廃は、教務委員会に諮り、教授会の議を経て、学長が行う。

#### 附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学文学部留学規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

#### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。